今回の検討の対象について

第1 民法のみの検討を行う

- 1 公職選挙法,少年法その他関係法令に与える影響は考慮しない。 あくまで民法の観点から民法の成年年齢を引き下げるか否か等を検討する。
- 2 仮に現時点では民法の成年年齢を引き下げるような状況にはないといった 結論になった場合,いかなる条件・環境整備(例えば,中学校や高等学校に おける法教育の徹底等)が整えば,成年年齢を引き下げてよいか,また,そ れにはどの程度の期間を要するのかということも検討の対象となる。
- 3 仮に現行制度を変える場合、単純に成年年齢を引き下げるという結論を採るほかに、裁判所等による審査を条件に未成年者が服している親権からの解放を認めるという制度(フランス民法が採用している(注))や、成年・未成年で二分するのではなく、段階的に権利を付与する制度(参考資料8の大村敦志委員の論文を参照)を採用することも検討の対象となり得る。
 - (注) フランス民法においては、未成年者は、婚姻によって親権から解放されることとなるとともに、未婚の未成年者であっても満16歳に達した場合には、父母又はその一方の請求に基づき、裁判官によって、正当な事由があるときに、親権解放の宣言がされ得ることとされている(フランス民法第477条)。なお、親権解放の効果としては、未成年者にすべての民事行為につき行為能力を付与するが(同法第481条1項、第482条1項)、婚姻や養子縁組については未解放の子と同一の法の規制に服することとされている(同法第481条第2項)。

第2 民法のうちの検討対象条文

- ・成年、未成年を用いている条文は約50か条(注1)
- ・主な検討対象は、
 - ① 行為能力が制限されることによって取引における保護を受ける者の範囲をどうするか(第5条関係).
 - ② 親権に服する者の範囲をどうするか (第818条関係),

- ③ 養親となれる者の範囲をどうするか(第792条関係),
- ④ 仮に成年年齢を18歳に引き下げる場合,現在の婚姻年齢(男子18歳,女子16歳)を維持すべきか(第731条関係)になると思われる(注2,3)。
- (注1) 成年後見,成年被後見は,未成年者でも成年後見の対象となり得るので検討対象 から除く。
- (注2) ①の範囲(行為能力が制限される者の範囲)と②の範囲(親権に服する者)は、一致せざるを得ないものと考えられる。なぜなら、親権は、大別して財産管理権と身上監護権をその内容とするが、財産管理権の問題は、行為能力の制限の問題と表裏一体の関係にあると考えられるからである。なお、親権の中身として、財産管理権と身上監護権を書き分ければ、身上監護権の及ぶ範囲と行為能力が制限される者の範囲を一致させる必要はなくなるが、親権の中身を単純に財産管理権と身上監護権に書き分けられるか、また、それが可能としても、適切なことかどうかについては、慎重な検討を要すると思われる。
- (注3) 本文で掲げた条文以外にも「成年」を用いた条文は民法中に多数あるが, 行為能力が制限される者の範囲, 親権に服する者の範囲, 養親となれる者の範囲, 婚姻することができる者の範囲が決まれば, 当然に連動することとして差し支えないものが多いと思われる。